

秋田県公報

目 次

○ 環境影響評価方法書の作成及び縦覧(二六三・誘致企業室).....	1
○ 道路の供用開始(二六四・北秋田地域振興局建設部).....	1
告 示	
○ 消防設備士に対する講習の実施(総合防災課).....	1
○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請(県民文化政策課).....	2
○ 県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施(会計管財課).....	2
○ 土地改良区の定款変更の認可(平鹿地域振興局農林部).....	3
○ 市町村営土地改良事業計画の変更の協議を適当とする旨の決定(雄勝地域振興局農林部).....	3
○ 特定調達契約に係る一般競争入札の実施(警察本部会計課).....	3
人事委員会規則	
○ 人事委員会規則一一一(公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則.....	4
公安委員会規則	
○ 秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(七・交通企画課).....	4

告 示

秋田県告示第二百六十三号
 秋田県環境影響評価条例(平成十二年条例第百三十七号)第五条第一項の規定により、環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)を作成したので、同条例第七条の規定に基づき、次のとおり公告し、当該方法書を縦覧に供する。

なお、当該方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
 平成二十一年五月二十九日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(一) 名称 秋田県

(二) 代表者の氏名 秋田県知事 佐 竹 敬 久

(三) 主たる事務所の所在地 秋田市山王四丁目一番一号

二 対象事業の名称、種類及び規模

(一) 名称 大仙神岡地区工業団地(仮称)整備事業

(二) 種類 工場又は事業場の用地の造成の事業

(三) 規模 造成に係る土地の面積 約一七六ヘクタール

三 対象事業が実施されるべき区域 大仙市神宮寺地内

四 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 大仙市

五 方法書の縦覧の場所、期間及び時間

(一) 縦覧場所

(1) 秋田市山王三丁目一番一号 秋田県産業経済労働部地域産業課誘致企業室

(2) 大仙市大曲花園町一番一号 大仙市農林商工部企業対策室

(3) 大仙市神宮寺字連沼十六番地三 大仙市神岡総合支所地域振興課

(二) 縦覧期間 平成二十一年五月二十九日(金)から同年六月二十九日(月)まで(ただし、日曜日、土曜日及び休日を除く。)

(三) 縦覧時間 午前八時三十分から午後五時まで

六 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

(一) 提出期限 平成二十一年七月十三日(月)

(二) 提出先 五の縦覧場所に同じ

(三) 意見書の提出に必要な事項 意見書の様式は任意のものとし、意見書には次に掲げる事項を記載すること。

(1) 氏名及び住所法人その他の団体の名称、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(2) 意見書の提出の対象である方法書の名称

(3) 方法書についての環境の保全の見地からの意見を日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。

に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 平成二十一年五月二十九日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	屋布沖田面線	北秋田郡上小阿仁村五反沢字ラントウ下タ七七番五から字上ノ山下タ八〇番三まで

二 供用開始の期日 平成二十一年五月二十九日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 北秋田地域振興局建設部用地課

(二) 期間 平成二十一年五月二十九日から同年六月十一日まで

公 告

消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第十七条の十の規定により、次のとおり平成二十一年度の消防設備士に対する講習を実施するので、工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施細目(平成十六年九月二十九日消防庁告示第二十五号)第四の一の規定に基づき、公示する。
 平成二十一年五月二十九日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

一 講習実施区分

講習区分	対象となる免状の種類
消火設備	第一類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士、第二類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第三類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
警報設備	第四類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第七類の乙種消防設備士
避難設備・消火器	第五類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第六類の乙種消防設備士

二 講習実施日時及び実施場所

講習区分	日 時	場 所
消火設備	平成二十一年七月十三日(月) 午前九時三十分から午後五時三十分まで	秋田市山王七丁目三番一 秋田市文化会館
警報設備	平成二十一年七月十五日(水) 及び同月十六日(木) 午前九時三十分から午後五時三十分まで	秋田市山王七丁目三番一 秋田市文化会館
避難設備・消火器	平成二十一年七月十七日(金) 午前九時三十分から午後五時三十分まで	

- 三 受講対象者
- (一) 消防設備士免状の交付を受けた日から二年内の者
 - (二) 右記の講習を受けた日から五年以内の者
- 四 受講申請書の配布場所
- (一) 社団法人秋田県消防設備保守協会(秋田市中通六丁目七番九号 秋田県畜産会館三階)
 - (二) 秋田県知事公室総合防災課(秋田市山王三丁目一番一号)
 - (三) 各消防本部予防担当課
- 五 受講申請書の受付
- (一) 受付期間
土曜日、日曜日及び祝祭日を除き、平成二十一年六月八日(月)から同月三十日(火)までの午前八時三十分から午後五時三十分まで
 - (二) 受付場所
社団法人秋田県消防設備保守協会
提出書類等
 - (三) 受講申請書
(1) 写真(受講申請書提出前六月以内に脱帽で、上半身を正面から撮影した縦四センチメートル、横三センチメートルのもの一枚)
(2) 受講はがき(受講票)に住所及び氏名を記入し、五十円切手を貼付のこと。
(3) 受講手数料の額
七千円

- (二) 納付方法
- 秋田県証紙により納付すること。
 - 受講時に持参するもの
 - 消防設備士免状、受講票、筆記用具
 - 講習についての問い合わせ先
社団法人秋田県消防設備保守協会(電話〇一八八三五一五八八〇)
- 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定に基づき、公告する。
- 平成二十一年五月二十九日
- 秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 一 申請のあった年月日
平成二十一年五月十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 まちおこし結っこ
- 三 代表者の氏名
山内 今日子
- 四 主たる事務所の所在地
湯沢市
- 五 定款に記載された目的
結っこは、まちづくりに関連する市民ボランティア、行政及び企業と協働し、環日本海を柱とした国際文化・技術交流、支援を視野に入れ、湯沢市のまちづくり推進に寄与することを目的とする。
- 六 定款の変更内容
役員の種類及び定数
- 県有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
- 平成二十一年五月二十九日
- 秋田県知事 佐 竹 敬 久

番号	所在地	地目等	面積(m ²)	予定価格(円)
秋田市仁井田新田一丁			一、〇一三・三〇、六三五、	

番号	場 所	期 間
一 目一四三番一六	宅地	〇〇〇
二 男鹿市船川港船川字化世沢一七六番一	宅地	一、四四五・一七、三〇〇、〇〇〇
三 男鹿市船川港船川字鳥屋場一番一六五	宅地	一六五・三〇九九二、〇〇〇
四 男鹿市船川港船川字鳥屋場一番一五八	宅地	二三二・五二一、〇〇〇

番号	場 所	期 間
一 秋田県会計管財課財産管理・車両班 (電話〇一八八六〇一七三二六)	秋田県会計管財課財産管理・車両班 (電話〇一八八六〇一七三二六)	平成二十一年五月二十九日(金)から同年六月二十三日(火)まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。)の午前九時から午後五時まで

三 入札執行の場所及び日時

番号	場 所	日 時
一 秋田県出納局会計管財課入札室	秋田県出納局会計管財課入札室	平成二十一年六月二十四日(水)午前十時
二 秋田県出納局会計管財課入札室	秋田県出納局会計管財課入札室	平成二十一年六月二十四日(水)午前十時三十分

三	秋田県出納局会計管財 課入札室	平成二十一年六月二十四日(水) 午前十一時
四	秋田県出納局会計管財 課入札室	平成二十一年六月二十四日(水) 午前十一時三十分

- 四 入札に参加する者に必要な資格
入札参加申込書を二に掲げる期間内に二に掲げる場所に提出した者(地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当する者を除く。)
- 五 入札参加申込みに必要な書類等
(一) 個人の場合
印鑑、住民票の写し及び身分証明書(本籍地の市町村長が発行するもの)
(二) 法人の場合
法人の登記事項証明書
- 六 入札保証金に関する事項
入札保証金は、入札金額の百分の五以上とし、現金又は銀行の支払保証をなした持参人払小切手をもって入札時に納入するものとする。
- 七 入札の無効
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十六条に規定するところによる。
なお、郵便による入札書の提出は、認めない。
- 八 予定価格
秋田県財務規則第七項の規定に基づき普通財産等の売払契約に係る入札執行前の予定価格の公表に関する事務取扱要領により公表する。
- 九 その他
詳細に関しては、秋田県出納局会計管財課(電話〇一八―八六〇―二七三六)に照会のこと。
- 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区から申請があった定款変更について、次のとおり認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
平成二十一年五月二十九日
秋田県知事 佐 竹 敬 久
- 一 横手市宮田土地改良区

- 認可年月日 平成二十一年五月二十日
おものがわ土地改良区
認可年月日 平成二十一年五月二十日
- 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の第三項において準用する同法第八條第一項の規定により、東成瀬村からなされた土地改良事業計画の変更に係る協議を適当と決定したので、同法第九十六条の第三項において準用する同法第八條第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。
平成二十一年五月二十九日
- 一 縦覧に供すべき書類の名称 秋田県知事 佐 竹 敬 久
区 中山間地域総合整備事業) 変更計画書及び条例の写し
- 二 縦覧期間 平成二十一年五月二十九日から同年六月二十五日まで
- 三 縦覧場所 東成瀬村役場
- 特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成二十一年五月二十九日
- 秋田県知事 佐 竹 敬 久
- 一 入札に付する事項
(一) 借入物品の名称及び数量
汎用コンピュータ (ACOS-IPX3000/モジュールS241) 一式
(二) 借入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
(三) 契約期間
平成二十二年一月一日から平成二十六年十二月三十一日まで。ただし、歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削減があった場合には、当該契約期間を変更することがあり得る。
(四) 借入物品の設置場所
別途指定する場所
- 二 入札に参加する者に必要な資格
(一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。
(二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
(三) 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

- 郵便番号〇一〇―〇九五― 秋田市山王四丁目一番五号
秋田県警察本部会計課(電話番号〇一八―八六三―一一一)
- (一)
入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成二十一年六月一日(月)から同年七月十日(金)までの期間、(一)の場所において随時交付する。
入札執行の日時及び場所
平成二十一年七月十七日(金) 午前十一時
秋田県警察本部三階第二会議室
- 五 入札保証金
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十六条から第六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
(一) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
(二) 入札の方法
(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。
(2) 入札書に記載する金額は、当該物品の賃貸借に係る月額賃借料とすること。
- (三) 入札の無効
秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。
- (四) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (五) 契約書作成の要否 要
(六) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。
- (七) その他
詳細は、入札説明書による。
- 七 概要

- Summary
- Nature and quantity of items to be rented :
1 set of General-purpose Computer(Acos i:PX9000/model S241)
 - Time-limit of tender : 11:00 A.M. 17 July, 2009
 - Contact point for the notice : Finance Section, Police Administration Department, Akita Prefectural Police Headquarters, 4-1-5 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-0951 Japan TEL 018-863-1111 ext. 2247 (japanese only)

人事委員会規則

人事委員会規則一一一(公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年五月二十九日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一宏

人事委員会規則一一一(公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則

規則一一一(公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲)の一部を次のように改正する。別表第一大館市本庁の項中「企画振興課の企画振興課長」を「企画振興課の企画振興課長」に改め、「監理」を「主幹」に改め、「部長」を加え、同表大館市出生課の項中「中央公民館一館長、館長補佐」を「中央公民館一館長、主幹、館長補佐」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

秋田県公安委員会規則第7号

秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年5月29日

秋田県公安委員会委員長 柴田 寛彦

秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

秋田県道路交通法施行細則(昭和39年秋田県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中「運転免許に係る講習に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「講習規則」という。)」を「運転免許に係る講習等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「講習規則」という。)」に改める。第2条第3項の表を次のように改める。

区 分	経 由
1 法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更の届出	秋田市に住所を有する者 秋田県警察本部交通部運転免許センター長(以下「運転免許センター長」という。)、秋田臨港警察署長、秋田中央警察署長又は秋田東警察署長
2 法第94条第2項の規定による免許証の再交付の申請	秋田市以外に住所を有する者 運転免許センター長又は当該申請をしようとする者の住所を管轄する署長
3 法第101条第1項及び第101条の2第1項の規定による免許証の更新の申請(第15条の3第1項において「免許証更新申請」という。)	秋田市に住所を有する者 運転免許センター長又は当該申請をしようとする者の住所を管轄する署長
4 法第104条の4第1項の規定による免許の取消しの申請	運転免許センター長又は当該申請をしようとする者の住所を管轄する署長

5 法第104条の4第5項の規定による運転経歴証明書の交付の申請	運転免許センター長又は署長
6 1の項から5の項までに掲げる申請又は届出以外の申請又は届出	運転免許センター長

第15条の3第3項を削る。

第16条の3第3項中「法第90条第9項」を「法第90条第12項」に、「第103条第8項」を「第103条第10項」に、「法第107条の5第2項」を「法第107条の5第3項」に改める。

第16条の15の次に次の2条を加える。

(認知機能検査員講習)

第16条の16 法第97条の2第1項第3号イ及び法第101条の4第2項に規定する認知機能検査を実施する者に対する講習は、公安委員会が日時及び場所を指定して行うものとする。

2 前項の講習を終了した者には、様式第35号の終了証を交付するものとする。

(臨時適性検査)

第16条の17 法第102条第1項から第3項までに規定する臨時適性検査のうち、法第90条第1項第1号の2及び法第103条第1項第1号の2の認知症の検査にあつては、公安委員会が検査に当たる医師を委嘱するものとする。

2 公安委員会は法第102条及び法第107条の4の規定に基づく臨時適性検査及び運転者の運転適性に関する相談業務を運転免許センター長及び署長に行わせるものとする。

様式第24号中「道路交通法第90条第8項(第103条第8項)」を「道路交通法第90条第12項(第103条第10項)」に改める。様式第34号の次に次の様式を加える。

様式第35号 (第16条の16関係)

第 号

終 了 証

住 所

氏 名

年 月 日生

道路交通法第97条の2第1項第3号イ及び第101条の4第2項に規定する認知機能検査を実施する者に対する講習を完了したことを証します。

年 月 日

秋 田 県 公 安 委 員 会 印

附 則
この規則は、平成21年6月1日から施行する。

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印 刷 所

印 刷 者

秋田県山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(086)87766
FAX(086)87766
E-mail:matsubarara@matsubararansatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄